

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間中の
校庭開放の実施について

この度の臨時休業におきまして、お子さまも保護者の皆様も感染拡大防止を踏まえ、お過ごしのことと思います。感染拡大防止対策について、ご理解ご協力いただきまして、ありがとうございます。

この度、文部科学省より臨時休業期間中の校庭開放の考え方が示されました。

横浜市教育委員会からも児童の健康保持、運動機会確保の必要性を鑑み、保健所の意見も聞き、感染拡大防止の措置等を講じた上で、校庭開放を可能とする連絡がございました。

本校では以上のことをふまえ、次の内容で校庭開放を実施することにいたしました。

1 対象児童

校庭開放を行う学校に在籍する児童

※緊急受入れで登校している児童や、卒業式後に学校開放を行う場合は卒業した小学校6年生も含まれます。

2 校庭開放日程・時間・参加対象児童

校庭開放を行う時間

令和2年3月17日（火）から 令和2年3月24日（火）

※ただし、この間の土日祝日及び卒業式、修了式等を行う日を除きます。

3月17・18日 9:00 ~ 10:30 4~6学年
10:30~12:00 1~3学年
3月23・24日 9:00 ~ 12:00 1~3学年
13:00~16:00 4~6学年

3 参加するにあたって

○ご家庭で保護者の方がお子様の健康状態を確認し、健康観察票に必要事項を記入し持たせてください。職員室校庭側出入り口で職員が健康状況を確認いたします。**健康観察票を忘れた場合や、熱があったり体調不良があったりする場合は、参加できません(来校しても受付にて参加をお断りいたします)。**

○緊急受け入れを行っているご家庭のお子様は、すでに、受け入れでご活用のご健康観察票を、今回の校庭開放でもご使用ください。

○できるだけ一人で登下校しないように、ご配慮ください。

○校庭では、**一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないように配慮します。**ご家庭でもお子様と校庭開放の過ごし方は、**ご確認ください。**

○ご家庭においても引き続き、手洗い、うがいの励行等、感染拡大防止のためのご協力をお願いいたします。

○今回の校庭開放は、通常の学校の約束をもとに行います。ご承知おきください。

4 持ち物

健康観察カード（すでに配布しています）

ひとりで遊べる道具（なわとび）

5 その他

雨天の場合は、校庭開放は中止いたします。

その場合は、8:45に決定し、保護者の皆様に、メールでお知らせいたします。